

海外調査聴取予定項目（アメリカ）

（注１）時間的な制約があるため、印の項目を中心に聴取する予定である。

（注２）以下に掲げた訪問先のうち、一部は在外公館を通じてアポイントメントを確保できるかどうか調整中である。

司法省（司法プログラム局犯罪被害者対策室）

〔経済的支援に関する検討会関係〕

テロ犯罪被害者と一般犯罪被害者との間における対応の相違について

- ・ “ Air Transportation Safety and System Stabilization Act, 2001 ” に基づくテロ犯罪被害者に対する具体的な支援内容について御教示願いたい。
- ・ アメリカ人がアメリカ国外でテロに遭った場合、テロ発生国における犯罪被害補償制度とアメリカ国内の犯罪被害補償制度との間で支給調整はなされるのか。

犯罪被害者補償制度の財源について

- ・ 犯罪被害者補償制度の財源に罰金や特別課徴金を充てる制度はどの程度広がっているか。罰金や特別課徴金を財源とすることの長所と短所を御教示願いたい。
- 支給対象について
 - ・ 犯罪被害補償制度の対象となる暴力犯罪に、飲酒運転を含める理由は何か。
- 根拠法令について
 - ・ 「犯罪被害者法(Victims of Crime Act)」の他に犯罪被害補償制度の根拠となる法令があれば御教示願いたい。
- 理念・趣旨について
 - ・ 犯罪被害者補償制度は、暴力犯罪の被害者が被った個々の具体的な経済的損失について、損害賠償、公的給付制度、民間保険制度などいかなる手段でも回復がなされないときに利用することができる制度であると理解してよいか。
- 犯罪被害者施策に対する公的支出について
 - ・ 各種犯罪被害者施策に対する公的支出の総額はどのくらいになるのか。

[支援のための連携に関する検討会関係]

関係機関による連携を担保するためのシステムについて

- ・ 全米で統一的に関係機関による連携を担保するための法的制度があれば、その概要が知りたい
- ・ 全米の統一基準として、被害者が希望する支援を受けられるよう関係機関へ適切に「橋渡し」するための手引き書（被害者や紹介先機関に対しどのような情報を提供するのかといったマニュアルを想定）のようなものがあれば、その現物がほしい
- ・ 全米で統一的に関係機関による連携を担保する上での課題

ボランティア・コーディネーターの育成システムについて

- ・ 全米で統一的なレベルを担保するための育成システムの概要（研修期間、カリキュラムの重点内容）
- ・ 研修用テキストがあれば、その現物がほしい
- ・ 研修を修了したことをもって、国がボランティアやコーディネーターとしての資格を付与したり、ボランティアやコーディネーターとして認定するシステムがあるか

被害者に ID とパスワードを与え、アクセスすれば自分の事件についての情報が分かるという、被害者通知システムの概要について

[民間団体への援助に関する検討会関係]

民間支援団体（private service providers）の活動や州政府における民間支援団体への援助の状況について、OVC はどのように評価しているのか。また、今後どのような方向で民間支援団体に対する援助を進めるべきかと考えているか。

犯罪被害者基金（Crime Victim Fund）の財源として、罰金（Criminal Fines）、保釈保証金（Bond Forfeitures）、特別賦課金（Special Assessments）を充てることとした経緯・背景は何か。

州被害者支援補助金ガイドライン（State Victim Assistance Guidelines）について

- ・ 州被害者補助金（State victim assistance grants）の対象となる団体の資格要件（Subrecipient organization eligibility requirements）として、州被害者補助金以外にも当該団体において活動に必要な財源や寄付（現金・現物給付）を確保する必要があるとともに、州政府にも財源を確保する責務があるとしているが、連邦政府

としては、民間支援団体の自助努力や州政府による助成が行われることを前提に、助成を行うという考え方によるものなのか。

- ・ 州被害者補助金の対象となる経費(Services ,Activities, and Costs at the Subrecipient Level) の範囲として、被害者への直接的支援に係る経費とし、それ以外の経費については州政府 (state grantees) と団体との同意により限定された額の補助金を充てることとされているが、OVCで特に限度額は設けているのか。

以下の資料があればいただきたい。

- ・ 被害者基金の運営体制 (機構図、職員数)
 - ・ 州政府や民間支援団体が提出する会計や活動に関する報告書の様式
- 財政的援助以外に連邦政府では民間支援団体に対し、税制上の優遇措置を含めどのような援助を行っているのか。
 - 自助グループを始め犯罪被害者自身による活動に対し、連邦政府からはどのような援助・連携協力を行っているのか。

NOVA

[支援のための連携に関する検討会関係]

ボランティア・コーディネーターの育成システムについて

- ・ NOVA の傘下機関において統一的なレベルを担保するための育成システムの概要（研修期間、カリキュラムの重点内容）
- ・ 研修用テキストがあれば、その現物がほしい
- ・ 研修を修了したことをもって、NOVA がボランティアやコーディネーターとしての資格を付与したり、ボランティアやコーディネーターとして認定するシステムがあるか

[民間団体への援助に関する検討会関係]

- NOVA 及び加盟団体において、現在活動を行うに当たり財源が十分と考えているか。財源が不足しているために、現状で十分行えない活動はないか。こうした活動を行うのにどのような形でどの程度の財源を確保する必要があると考えているか。
- 被害者に対する直接的な支援活動と会員団体に対する支援活動は、全体の予算や職員の振り分けを行う上で、どの程度の比重を占めているのか。
- 財政的援助以外に連邦政府や州政府からどのような援助を受けているのか。
- 自助グループを始め犯罪被害者自身による活動に対しどのような援助・連携協力を行っているのか。
- NOVA の予算規模、うち連邦政府や州政府からの財政的援助の占める割合が分かる資料をいただきたい。

ニューヨーク州犯罪被害者委員会

[経済的支援に関する検討会関係]

財源について

- ・ ニューヨーク州の犯罪被害補償制度の財源は何か。財源の詳細についての情報を入手できるウェブサイト上のアドレスを御教示願いたい。（ウェブサイト上で公開していない場合には資料の交付を願いたい。）
- ・ 州政府は、加害者に求償することができるのか。

経済的支援の内容について

- ・ 犯罪被害補償制度に基づく補償金の支給は一時金か。
- ・ ニューヨーク州の犯罪被害補償制度には、支給総額の上限はあるのか。

時効の有無について

- ・ 時効はあるのか。

申請を受理した日から決定までの平均期間について

- ・ 補償のための給付申請から支給までどの位の期間を要するのか。

現行制度の問題点について

- ・ 犯罪被害補償制度は、犯罪被害者や遺族からどのような評価を与えられているのか。
 - ・ 現在、犯罪被害補償制度の改正について検討しているか。検討している場合には、何をどのように改正することを検討しているのか。
- 支給対象について
 - ・ 軽微な傷害であっても犯罪被害補償制度の対象となるのか。
 - 経済的支援の対象となる犯罪の罪種別発生件数について
 - ・ 犯罪被害補償制度の対象となる犯罪の発生件数を入手できるウェブサイト上のアドレスを御教示願いたい。（ウェブサイト上で公開していない場合には資料の交付を願いたい。）
 - 実費支給を行う場合の計算方法について
 - ・ 実費支給を行う場合、何に基づいて実際に要した費用を認定するのか。
 - 制度の周知方法について
 - ・ ニューヨーク州の警察には、犯罪被害者に CVB の存在を知らせる義

務があるのか。

- 根拠法令について
 - ・ 「犯罪被害者補償制度(crime victim compensation program)」の根拠となるニューヨーク州の法令を御教示願いたい。(法令をウェブサイト上で公開していない場合には写しの交付を願いたい。)
- 理念・趣旨について
 - ・ 犯罪被害者補償制度は、暴力犯罪の被害者が被った個々の具体的な経済的損失について、損害賠償、公的給付制度、民間保険制度などいかなる手段でも回復がなされないときに利用することができる制度であると理解してよいか。
- 犯罪被害者にも適用される社会保障・福祉制度における優遇措置の有無について
 - ・ 公的年金保険、障害者に対する給付等の一般的な制度において犯罪被害者を優遇する措置を講じているかどうかをご存じであれば、御教示願いたい。
- 犯罪被害者施策に対する公的支出について
 - ・ 各種犯罪被害者施策に対する公的支出の総額はどのくらいになるのか。

[支援のための連携に関する検討会関係]

関係機関による連携を担保するためのシステムについて

- ・ ニューヨーク州で統一的に関係機関による連携を担保するための法的制度があれば、その概要が知りたい
- ・ ニューヨーク州の統一基準として、被害者が希望する支援を受けられるよう関係機関へ適切に「橋渡し」するための手引き書(被害者や紹介先機関に対しどのような情報を提供するのかといったマニュアルを想定)のようなものがあれば、その現物がほしい
- ・ ニューヨーク州で統一的に関係機関による連携を担保する上での課題

被害者に ID とパスワードを与え、アクセスすれば自分の事件についての情報が分かるという、被害者通知システムの概要について

[民間団体への援助に関する検討会関係]

民間支援団体に対し財政的援助を行う際に、OVC が定めるガイドラ

イン以外にニューヨーク州独自で基準を定めているのか。定めている場合には、基準に関する資料をいただきたい。

民間支援団体に対する財政的援助のうち、州負担分の財源をどのように確保しているのか。

民間団体に対し財政的援助を行う場合に、OVCが定めるガイドライン以外に州独自で会計・活動内容に関する報告を求めているか。また、報告結果をどのように次年度以降活用しているのか。

- 財政的援助以外にニューヨーク州で民間支援団体に対しどのような援助を行っているのか。
 - ・ 民間団体が寄付を受けやすくする税制上の優遇措置や認定制度を州政府独自で定めているか。
- 自助グループなど被害者自身による活動に対しどのような援助・連携協力を行っているのか。

Safe Horizon

[支援のための連携に関する検討会関係]

関係機関による連携を担保するためのシステムについて

- Safe Horizon において、関係機関との連携を担保するために工夫していること（協議会への参加や関係機関一覧表の作成を想定）について
- Safe Horizon において、被害者が希望する支援を受けられるよう関係機関へ適切に「橋渡し」するための手引き書（被害者や紹介先機関に対しどのような情報を提供するのかといったマニュアルを想定）のようなものがあれば、その現物がほしい
- Safe Horizon において、関係機関との連携を担保する上での課題

ボランティア・コーディネーターの育成システムについて

- Safe Horizon 独自の育成システムの概要（研修期間、カリキュラムの重点内容）
- 研修用テキストがあれば、その現物がほしい
- 研修を修了したことをもって、Safe Horizon がボランティアやコーディネーターとしての資格を付与したり、ボランティアやコーディネーターとして認定するシステムがあるか

被害者の被害内容やこれまでの支援内容といった被害者情報を一括して管理・共有するシステムの概要について

[民間団体への援助に関する検討会関係]

活動の財源について

- 活動に必要な財源をどのように確保しているのか。かなり寄付に力を入れているようだが、政府機関からの財政的援助を受けていないのか。
- Safe Horizon において、現在活動に必要な財源が十分であると考えているか。財源が不足しているために、現状で十分行えない活動はないか。こうした活動を行うのにどのような形でどの程度の財源を確保する必要があると考えているか。

ホームページ上に Government Partners として、ニューヨーク市、ニューヨーク州、連邦政府を挙げているが、財政的援助以外にどのような援助を受けたり、連携協力を行っているか。

組織体制について

- ・ スタッフが 1000 人近くいると承知しているが、常勤・非常勤別、有給・無給別のスタッフ数はどのようなになっているのか。弁護士や精神科医、臨床心理士などの専門家の占める割合はどのようなになっているのか。
- 自助グループなど被害者自身による活動に対しどのような支援・連携協力を行っているか。
- Safe Horizon で支援プログラムを検討したり、支援プログラムの効果を評価する際に、犯罪被害者からの声をどのように反映させているのか。

海外調査聴取予定項目（イギリス）

（注１）時間的な制約があるため、印の項目を中心に聴取する予定である。

（注２）以下に掲げた訪問先のうち、一部は在外公館を通じてアポイントメントを確保できるかどうか調整中である。

１．内務省（Home Office）

（１）犯罪被害者に対する経済的支援

経済的支援の内容について

- 犯罪被害補償制度において、最高額の 50 万ポンドが支払われるのはどのような場合か。高額支給例を御教示願いたい。
- 犯罪被害者が死亡した場合、遺族に 5500 ポンド以上が支払われるのはどのような場合か。
- 犯罪被害補償制度に基づく補償金が、犯罪被害者の希望により年金方式で支給する場合の分割方法及び支給年数の決定方法について御教示願いたい。
- 仮給付を行う場合の基準及び仮給付が行われた事例の全給付数に占める割合について御教示願いたい。

テロ犯罪被害者と一般犯罪被害者との間における対応の相違の有無について

- テロリズムによる被害に限定した特別の対応があるか。ある場合には、テロリズムの定義及び特別な対応の具体的内容を御教示願いたい。
- ロンドン爆弾テロ事件の被害者に対して、どの程度の補償がなされたのか。仮給付が行われていれば、その内容についても御教示願いたい。

手続について

- 「犯罪被害補償審査会（CICA）」が捜査機関に照会を行う仕組み及び捜査機関の回答義務の有無について御教示願いたい。
- 犯罪被害補償制度に基づく補償金は、公的年金保険、公的医療保険、障害者に対する給付等の一般的な制度における給付とどのように調整されるのか。被害者が加害者から得られた損害賠償や民間保険との調整は行われるのか。

現行制度の問題点について

- 犯罪被害補償制度は、犯罪被害者や遺族からどのような評価を与えられているのか。
- 「犯罪被害補償制度」の改正について検討しているか。検討している場合には、何をどのように改正することを検討しているのか。

支給対象について

対象となる適法な外国人滞在者に、滞在期間の長短に関する条件はないのか。外国人旅行者であっても対象となるのか。

- 制度の周知方法について
犯罪被害者等に対して、犯罪被害補償制度の存在をどの機関が教示するのか。教示する義務はあるのか。
 - 犯罪被害者にも適用される社会保障・福祉制度における優遇措置の有無について
公的年金保険、公的医療保険、障害者に対する給付、民間保険会社の保険等の一般的な制度において犯罪被害者を優遇する措置を講じているかどうかをご存じであれば、御教示願いたい。
 - 実費支給を行う場合の計算方法について
実費支給を行うことがあるか。ある場合、何に基づいて実際に要した費用を算定するのか。
 - 経済的支援の対象となる犯罪の罪種別発生件数について
犯罪被害補償制度の対象となる犯罪の発生件数を入手できるウェブサイト上のアドレスを御教示願いたい。（ウェブサイト上で公開していない場合には資料の交付を願いたい。）
 - 犯罪被害者施策に対する公的支出について
各種犯罪被害者施策に対する公的支出の総額はどのくらいになるのか。
- （２）支援に関する連携
- 関係機関による連携を担保するためのシステムについて
- 全国で統一的に関係機関による連携を担保するための法的制度があれば、その概要を教えてください。
 - 全国で統一的に関係機関による連携を担保する上での課題は何か。
- （３）民間支援団体に対する援助
- 被害者基金（Victims Funds）の原資を一般財源ではなく犯罪収益や刑罰賦課金（surcharge）に求めた経緯・理由は何か。
- V S に対する補助金及び被害者基金以外に中央政府から民間支援団体に対し助成を行っているのか。行っている場合にはその仕組みの概要が分かる資料をいただきたい。民間支援団体に対して助成を行う場合にどのような活動・会計報告を当該団体に求めているのか。また、その報告を次年度以降どのように活用しているのか。
中央政府から民間団体に対し財政的援助以外にどのような援助を行っているか。民間支援団体が寄付を受けやすくするためどのような税制上の優遇措置が講じられているか。
 - V S を通じて S A M M（Support After Murder and Manslaughter）に助成を行っていると承知しているが、このほか自助グループを始め被害者自身による活動に対し政府はどのような援助・連携協力を行っているのか。

- 民間団体に助成を行う場合に、犯罪被害者からの意見・要望を反映させる仕組みはあるのか。ある場合には、その概要の分かる資料をいただきたい。

以下の資料についてあればいただきたい。

- 被害者基金の運営体制（機構図、職員数）
- 被害者基金を通じて民間支援団体を助成する際の団体に求める資格要件、助成の対象となる活動の範囲、金額等の上限、助成の経路、助成実績（助成額、助成団体数）

2. 犯罪被害補償審査会 (Criminal Injuries Compensation Authority, CICA)

経済的支援の内容について

- 犯罪被害補償制度において、最高額の 50 万ポンドが支払われるのはどのような場合か。高額支給例を御教示願いたい。
- 犯罪被害者が死亡した場合、遺族に 5500 ポンド以上が支払われるのはどのような場合か。
- 犯罪被害補償制度に基づく補償金が、犯罪被害者の希望により年金方式で支給する場合の分割方法及び支給年数の決定方法について御教示願いたい。
- 仮給付を行う場合の基準及び仮給付が行われた事例の全給付数に占める割合について御教示願いたい。

テロ犯罪被害者と一般犯罪被害者との間における対応の相違の有無について

- ロンドン爆弾テロ事件の被害者に対して、どの程度の補償がなされたのか。仮給付が行われていれば、その内容についても御教示願いたい。

手続について

- 「犯罪被害補償審査会 (CICA)」が捜査機関に照会を行う仕組み及び捜査機関の回答義務の有無について御教示願いたい。
- 犯罪被害補償制度に基づく補償金は、公的年金保険、公的医療保険、障害者に対する給付等の一般的な制度における給付とどのように調整されるのか。被害者が加害者から得られた損害賠償や民間保険との調整は行われるのか。

現行制度の問題点について

- 犯罪被害補償制度は、犯罪被害者や遺族からどのような評価を与えられているのか。

支給対象について

- 対象となる適法な外国人滞在者に、滞在期間の長短に関する条件はないのか。外国人旅行者であっても対象となるのか。

○ 制度の周知方法について

- 犯罪被害者等に対して、犯罪被害補償制度の存在をどの機関が教示するのか。教示する義務はあるのか。

- 実費支給を行う場合の計算方法について
実費支給を行うことがあるか。ある場合、何に基づいて実際に要した費用を算定するのか。
- 犯罪被害者にも適用される社会保障・福祉制度における優遇措置の有無について
公的年金保険、公的医療保険、障害者に対する給付、民間保険会社の保険等の一般的な制度において犯罪被害者を優遇する措置を講じているかどうかをご存じであれば、御教示願いたい。
- 経済的支援の対象となる犯罪の罪種別発生件数について
犯罪被害補償制度の対象となる犯罪の発生件数を入手できるウェブサイト上のアドレスを御教示願いたい。(ウェブサイト上で公開していない場合には資料の交付を願いたい。)

3 . 犯罪被害補償上訴委員会 (Criminal Injuries Compensation Appeal Panel)

経済的支援の内容について

- 犯罪被害補償制度において、最高額の 50 万ポンドが支払われるのはどのような場合か。高額支給例を御教示願いたい。
- 犯罪被害者が死亡した場合、遺族に 5500 ポンド以上が支払われるのはどのような場合か。

手続について

- 犯罪被害補償制度に基づく補償金は、公的年金保険、公的医療保険、障害者に対する給付等の一般的な制度における給付とどのように調整されるのか。被害者が加害者から得られた損害賠償や民間保険との調整は行われるのか。

現行制度の問題点について

- 犯罪被害補償制度は、犯罪被害者や遺族からどのような評価を与えられているのか。

- 実費支給を行う場合の計算方法について
- 実費支給を行うことがあるか。ある場合、何に基づいて実際に要した費用を算定するのか。

4 . V S 本部 (The National Office of Victim Support)

(1) 支援に関する連携

関係機関による連携を担保するためのシステムについて

- VS において、関係機関との連携を担保するために工夫していること (協議会の運営や関係機関一覧表の作成を想定) はあるか。
- VS において、被害者が希望する支援を受けられるよう関係機関へ適切に「橋渡し」するための手引き書 (被害者や紹介先機関に対しどのような情報を提供するのかといったマニュアルを想定) のようなものがあれば、その現物がほしい

- VS において、関係機関との連携を担保する上での課題は何か。

ボランティア・コーディネーターの育成システムについて

- VS における全英で統一的なレベルを担保するための育成システムの概要（研修期間、カリキュラムの重点内容）
- 研修用テキストがあれば、その現物がほしい
- ボランティアやコーディネーターに関する資格・認定システムについて、質を保つための基準（National Occupational Standards や National Vocational Qualifications）があれば、その現物がほしい。

被害者の被害内容やこれまでの支援内容といった被害者情報を一括して管理・共有するシステムの概要について

（２）民間団体への援助

VS では、Sunrise Appeal を通じて DV や若い被害者の支援サービスの拡充や全国的なテレビでの広報に必要な資金集めに成功したと承知しているが、具体的にどのような活動を行ったのか。また、今後どのような活動を更に充実、開始する必要があると考えているのか。そのためには必要な財源をどのように確保することを考えているのか。

- VS 本部はどのような基準に基づいて地方支部（Local Victim Support Charities）を認定するのか。認定手続はどうなっているのか。認定基準や認定手続に関する資料があればいただきたい。

VS 本部が内務省の補助金（Home Office funding）を地方支部に分配する際に、どのような基準に基づいて分配しているのか。基準に関する資料があれば併せていただきたい。

- VS 本部内に「the Quality & Standards Department」を設けて、地方支部の視察（inspection）や自己評価（self-assessment）の制度を導入した経緯・背景は何か。

地方支部の視察や自己評価の結果は、どのような形で地方支部の活動に反映されるのか。特に本部からの補助金（the central funding）の配分にどのように反映されるのか。

- S A M M（Support After Murder and Manslaughter）が VS の傘下団体として参加していると承知しているが、S A M Mを始め被害者自身による活動に対して VS ではどのような支援・連携協力を行っているのか。

海外調査聴取予定項目（ドイツ）

（注１）時間的な制約があるため、印の項目を中心に聴取する予定である。

（注２）以下に掲げた訪問先のうち、一部は在外公館を通じてアポイントメントを確保できるかどうか調整中である。

１．連邦労働社会福祉省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales (BMAS)）

（１）犯罪被害者に対する経済的支援

理念・趣旨について

- ・ ドイツの犯罪被害補償制度は、犯罪を防止できなかった国家が犯罪による被害を賠償するという考えに基づくのか、社会の連帯という考えに基づくのか。こうした考えに基づかないのであれば、どのような理念に基づいているのか。

財源について

- ・ 犯罪被害補償制度に要する費用は、連邦が支出するのか、州政府が支出するのか。予算は連邦又は州政府の一般財源から支出されるのか、犯罪者から徴収した罰金等特定の財源から支出されるのか。それとも公的年金保険の保険料として徴収したものから支出されるのか。
- ・ 連邦又は州政府は、加害者に対して求償できるのか。

経済的支援の内容について

- ・ 治療中あるいは障害が残った場合のリハビリテーションの費用、介護費用、住宅改造費用、治療具、義肢・義足、カウンセリング費用は、支給されるのか。支給される場合には、公的年金保険、公的医療保険、障害者に対する給付等の一般的な制度から支給されるのか、「犯罪被害補償制度」から支給されるのか。現物支給なのか、現金支給なのか。
- ・ 犯罪被害補償制度に基づき支給される年金には、所得にかかわらず、生計を立てる能力の減少度合に応じて支給される「基本年金 (Grundrente)」、職業ごとにそれまでの所得に応じて支給される「職業損害補てん (Berufsschadensausgleich)」、最低限の生活費を確保するために支給される「調整年金 (Ausgleichsrente)」の３種類があると理解してよいのか。３種類の関係及び支給基準について御教示願いたい。
- ・ 犯罪被害補償制度に基づく補償全体の内容、補償の種類ごとの補償内容及び過去の支給実績に関する情報を入手できるウェブサイト上のアドレスを御教示願いたい。（ウェブサイト上で公開していない場合には資料の交付を願いたい。）
- ・ 犯罪被害補償制度に基づく補償金は、公的年金保険、公的医療保険、障害者に対する給付等の一般的な制度における給付とどのように調整されるのか。被害者が加害者から得られた損害賠償や民間保険との調整は行われるのか。
- ・ テロリズムによる被害に限定した特別の対応はあるのか。
- ・ 親族間の犯罪の場合に不支給又は減額支給となるのか。

時効の有無について

- ・ 申請期間に時効がない理由は何か。

現行制度の問題点について

- ・ 犯罪被害補償制度は、犯罪被害者や遺族からどのような評価を与えられているのか。
- ・ 犯罪被害補償制度の改正について検討しているか。検討している場合には、何をどのように改正することを検討しているのか。

○ 支給対象について

- ・ どのような軽度の軽傷害であっても犯罪被害補償制度の対象となるのか。

○ 支給決定・不服申立について

- ・ 犯罪被害者等はどの機関にどのように不服申立を行うのか。

○ 経済的支援制度の名称について

ドイツの犯罪被害補償制度の名称を御教示いただきたい。

○ 根拠法令について

犯罪被害者補償制度はどのような法令を根拠としているのか。根拠となる法令名と入手できるウェブサイト上のアドレスを御教示願いたい。（ウェブサイト上で公開していない場合には写しの交付を願いたい。）

○ 経済的支援の対象となる犯罪の罪種別発生件数について

犯罪被害補償制度の対象となる犯罪の発生件数を入手できるウェブサイト上のアドレスを御教示願いたい。（ウェブサイト上で公開していない場合には資料の交付を願いたい。）

○ 犯罪被害者にも適用される社会保障・福祉制度における優遇措置の有無について

公的年金保険、公的医療保険、障害者に対する給付、民間保険会社の保険等の一般的な制度において犯罪被害者を優遇する措置を講じているかどうかをご存じであれば、御教示願いたい。

○ 犯罪被害者施策に対する公的支出について

- ・ 各種犯罪被害者施策に対する公的支出の総額はどのくらいになるのか。

2．ケルン援護庁又はデュッセルドルフ援護庁

（１）犯罪被害者に対する経済的支援

財源について

- ・ 犯罪被害補償制度に要する費用は、連邦が支出するのか、州政府が支出するのか。予算は連邦又は州政府の一般財源から支出されるのか、犯罪者から徴収した罰金等特定の財源から支出されるのか。それとも公的年金保険の保険料として徴収したものから支出されるのか。
- ・ 連邦又は州政府は、加害者に対して求償できるのか。

経済的支援の内容について

- ・ 治療中あるいは障害が残った場合のリハビリテーションの費用、介護費用、住宅改造費用、治療具、義肢・義足、カウンセリング費用は、支給されるのか。支給される場合には、公的年金保険、公的医療保険、障害者に対する給付等の一般的な制度から支給されるのか、「犯罪被害補償制度」から支給されるのか。現物支給なのか、現金支給なのか。
- ・ 犯罪被害補償制度に基づき支給される年金には、所得にかかわらず、生計を立てる能力の減少度合に応じて支給される「基本年金 (Grundrente)」、職業ごとにそれまでの所得に応じて支給される「職業損害補てん (Berufsschadensausgleich)」、最低限の生活費を確保するために支給される「調整年金 (Ausgleichsrente)」の3種類があると理解してよいのか。3種類の関係及び支給基準について御教示願いたい。
- ・ 犯罪被害補償制度に基づく補償全体の内容、補償の種類ごとの補償内容及び過去の支給実績に関する情報を入手できるウェブサイト上のアドレスを御教示願いたい。(ウェブサイト上で公開していない場合には資料の交付を願いたい。)
- ・ 犯罪被害補償制度に基づく補償金は、公的年金保険、公的医療保険、障害者に対する給付等の一般的な制度における給付とどのように調整されるのか。被害者が加害者から得られた損害賠償や民間保険との調整は行われるのか。
- ・ テロリズムによる被害に限定した特別の対応はあるのか。
- ・ 親族間の犯罪の場合に不支給又は減額支給となるのか。

時効の有無について

- ・ 時効がないことにより、実務上の問題は生じていないのか。
- ・ 数十年前の犯罪被害者に対して補償給付を行った実例があれば、その具体的な事例を御教示願いたい。

申請を受理した日から決定までの平均期間について

補償のための給付申請から支給まで平均的のどの位の期間を要するのか。

現行制度の問題点について

- ・ 犯罪被害補償制度は、犯罪被害者や遺族からどのような評価を与えられているのか。
- 支給対象について
- ・ どのような軽度の軽傷害であっても犯罪被害補償制度の対象となるのか。

- 支給決定・不服申立について
 - ・ 犯罪被害者等はどの機関にどのように不服申立を行うのか。
- 裁定機関について
 - ・ 援護庁及び不服申立機関の体制はどうなっているのか。
- 実費支給を行う場合の計算方法について

実費支給を行うことがあるか。ある場合、何に基づいて実際に要した費用を算定するのか。
- 制度の周知方法について

犯罪被害者等に対して、犯罪被害補償制度の存在をどの機関が教示するのか。教示する義務はあるのか。
- 犯罪被害者にも適用される社会保障・福祉制度における優遇措置の有無について

公的年金保険、公的医療保険、障害者に対する給付、民間保険会社の保険等の一般的な制度において犯罪被害者を優遇する措置を講じているかどうかをご存じであれば、御教示願いたい。
- 犯罪被害者施策に対する公的支出について
 - ・ 各種犯罪被害者施策に対する公的支出の総額はどのくらいになるのか。

(2) 支援に関する連携

- 関係機関による連携を担保するためのシステムについて
 - 州で統一的に関係機関による連携を担保するための法的制度があれば、その概要を教えてください。
 - 州の統一基準として、被害者が希望する支援を受けられるよう関係機関へ適切に「橋渡し」するための手引き書（被害者や紹介先機関に対しどのような情報を提供するのかといったマニュアルを想定）のようなものがあれば、その現物がほしい
 - 州で統一的に関係機関による連携を担保する上での課題
- ボランティア・コーディネーターの育成システムについて
 - 州で統一的なレベルを担保するための育成システムの概要（研修期間、カリキュラムの重点内容）
 - 研修用テキストがあれば、その現物がほしい
 - 研修を修了したことをもって、州がボランティアやコーディネーターとしての資格を付与したり、ボランティアやコーディネーターとして認定するシステムがあるか

3. 白い環 (Weißer Ring) 本部

(1) 支援に関する連携

関係機関による連携を担保するためのシステムについて

- 「白い環」において、関係機関との連携を担保するために工夫していること（協議会の運営や関係機関一覧表の作成を想定）について
- 「白い環」において、被害者が希望する支援を受けられるよう関係機関へ適切に「橋渡し」するための手引き書（被害者や紹介先機関に対しどのような情報を提供するのかといったマニュアルを想定）のようなものがあれば、その現物がほしい
- 「白い環」において、関係機関との連携を担保する上での課題

ボランティア・コーディネーターの育成システムについて

- 「白い環」における全独で統一的なレベルを担保するための育成システムの概要（研修期間、カリキュラムの重点内容）
- 研修用テキストがあれば、その現物がほしい
- 研修を修了したことをもって、「白い環」がボランティアやコーディネーターとしての資格を付与したり、ボランティアやコーディネーターとして認定するシステムがあるか

○被害者の被害内容やこれまでの支援内容といった被害者情報を一括して管理・共有するシステムはあるのか。ある場合には、概要について教えていただきたい。

(2) 民間団体に対する援助

白い環の活動の財源について

- 白い環が交通事件関連の罰金の配分を受けるようになった経緯は何か。
- 交通事件関連の罰金はどこから配分を受けているのか。配分の基準や手続はどのようなになっているのか。配分の基準や手続に関する資料があればいただきたい。
- 交通事件関連の罰金の配分を受ける際に、活動や経理に関する報告が求められるか。求められる場合には報告すべき内容や手続に関する資料をいただきたい。
- 白い環で活動するに当たって財源は十分あると考えているのか。財源が不足するため十分に行えないと考えている活動はあるのか。ある場合には、十分に活動を行うためにはどの程度財源が不足していると考えているのか。

交通事件関連の罰金の配分以外に連邦政府や州政府からどのような援助を受けているか。

- 登録社団 (eingetragener Verein e.V.) として受けている税制上の優遇措置以外に税制上の優遇措置を受けているのか。
- 事務所の無償提供や広報面での協力で連邦政府や州政府から援助を受けているのか。

白い環本部と地方支部との関係

- 本部が地方支部を認定する際の基準はあるのか。ある場合には、内容の分かる資料をいただきたい。
- 本部から地方支部に対する財政的援助は行われているのか。行われている場合には、内容の分かる資料（地方支部の予算に占める割合、援助額、援助を行う際の基準等）

があればいただきたい。

- 地方支部の活動を適切に評価する仕組みはあるのか。ある場合には、その概要に関する資料があればいただきたい。
- 自助グループなど被害者自身による活動に対しどのような支援・連携協力を行っているのか。
- 白い環の活動について犯罪被害者からどのように評価されているのか。

海外調査聴取予定項目（フランス）

（注１）時間的な制約があるため、印の項目を中心に聴取する予定である。

（注２）以下に掲げた訪問先のうち、一部は在外公館を通じてアポイントメントを確保できるかどうか調整中である。

１．司法省（Ministère de la Justice）

（１）犯罪被害者に対する経済的支援

財源について

- 損害保険に課す目的税を犯罪被害補償制度の財源とした理由は何か。
- 財源の一つである加害者に対する求償を効果的に行うためにどのような工夫をしているのか。

経済的支援の内容について

- 補償金は一時金で支給されるのか。
- テロリズムによる被害に限定した特別の対応はあるのか。
- 犯罪被害補償制度に基づく補償全体の内容、補償の種類ごとの補償内容及び過去の支給実績に関する情報を入手できるウェブサイト上のアドレスを御教示願いたい。（ウェブサイト上で公開していない場合には資料の交付を願いたい。）
- 親族間の犯罪の場合には不支給又は減額支給となるのか。
- 申請期間に時効はあるのか。

手続について

- 「テロ及び犯罪被害補償基金（FGTI）」又は「補償委員会（CIVI）」が犯罪の有無等について捜査機関に照会を行う仕組み及び捜査機関の回答義務の有無について御教示願いたい。
- 犯罪被害補償制度に基づく補償金は、公的年金保険、公的医療保険、障害者に対する給付等の一般的な制度における給付とどのように調整されるのか。被害者が加害者から得られた損害賠償や民間保険との調整は行われるのか。

現行制度の問題点について

- 犯罪被害補償制度は、罪被害者や遺族からどのような評価を与えられているのか。
- 犯罪被害補償制度の改正について検討しているか。検討している場合には、何をどのように改正することを検討しているのか。

○支給対象について

- 対象となる適法な外国人滞在者に、滞在期間の長短に関する条件はないのか。外国人旅行者であっても対象となるのか。
- 過失犯・財産犯を犯罪被害補償制度の対象とした経緯は何か。
- 犯罪被害補償制度の対象となる重傷害、軽傷害には精神的疾患も含まれるのか。軽傷害は、どのような軽度のものであっても対象とされるのか。

○制度の周知方法について

犯罪被害者に対して、犯罪被害補償制度の存在をどの機関が教示するのか。教示する義務はあるのか。

- 経済的支援制度の名称について
フランスの犯罪被害補償制度の名称を御教示いただきたい。
- 根拠法令について
「犯罪被害者補償制度」はどのような法令を根拠としているのか。根拠となる法令名と入手できるウェブサイト上のアドレスを御教示願いたい。（ウェブサイト上で公開していない場合には写しの交付を願いたい。）
- 理念・趣旨について
フランスの犯罪被害者補償制度は、犯罪被害者に対して、国民の「連帯」の印として国家が補償する制度と考えてよいのか。
- 経済的支援の対象となる犯罪の罪種別発生件数について
「犯罪被害者補償制度」の対象となる犯罪の発生件数を入手できるウェブサイト上のアドレスを御教示願いたい。（ウェブサイト上で公開していない場合には資料の交付を願いたい。）
- 犯罪被害者にも適用される社会保障・福祉制度における優遇措置の有無について
公的年金保険、公的医療保険、障害者に対する給付、民間保険会社の保険等の一般的な制度において犯罪被害者を優遇する措置を講じているかどうかをご存じであれば、御教示願いたい。
- 犯罪被害者施策に対する公的支出について
各種犯罪被害者施策に対する公的支出の総額はどのくらいになるのか。

（２）支援に関する連携

関係機関による連携を担保するためのシステムについて

- 全国で統一的に関係機関による連携を担保するための法的制度があれば、その概要を教えてください。
- 全国で統一的に関係機関による連携を担保する上での課題は何か。

（３）民間団体に対する援助

I N A V E M以外に民間支援団体に対する財政的援助を行っているのか。行っている場合にはその仕組みの概要が分かる資料をいただきたい。

財政的援助以外に民間支援団体に対しどのような援助を行っているか。

- 税法上の優遇措置や認定資格など民間支援団体が寄付を受けやすくするような制度はある場合には、その概要に関する資料をいただきたい。

民間団体に助成を行った場合、活動や会計についてどのような報告を求めているのか、また、その報告を次年度以降の評価にどのように反映させているのか。報告の仕組みに関する資料をいただきたい。

- 自助グループなど被害者自身による活動に対しどのような援助・連携協力を行っているのか。
- 民間団体に助成を行う場合に、犯罪被害者からの意見・要望を反映させる仕組みはあるのか。ある場合には、その概要の分かる資料をいただきたい。

2 . テロ及び犯罪被害補償基金 (Le Fonds de Garantie des Victimes des Actes de Terrorisme et d autres Infractions (FGTI))

(1) 犯罪被害者に対する経済的支援

経済的支援の内容について

- 補償の限度額がない場合における最高額の支給事例を御教示願いたい。
- 「犯罪被害補償制度」に基づく補償全体の内容、補償の種類ごとの補償内容及び過去の支給実績に関する情報を入手できるウェブサイト上のアドレスを御教示願いたい。
(ウェブサイト上で公開していない場合には資料の交付を願いたい。)
- 親族間の犯罪の場合には不支給又は減額支給となるのか。

手続について

- 犯罪被害補償制度に基づく補償金は、公的年金保険、公的医療保険、障害者に対する給付等の一般的な制度における給付とどのように調整されるのか。被害者が加害者から得られた損害賠償や民間保険との調整は行われるのか。
- 全国統一の補償金額の算定基準がないことによって、補償金額の算定が複雑になるのではないかと。運用上どのような工夫をしているのか。
- フランス国外における犯罪及び犯罪被害の有無はどのように把握するのか。

申請を受理した日から決定までの平均期間について

補償のための給付申請から支給まで平均的にどの位の期間を要するのか。

現行制度の問題点について

犯罪被害補償制度は、犯罪被害者や遺族からどのような評価を与えられているのか。

○ 支給対象について

「犯罪被害補償制度」の対象となる重傷害、軽傷害には精神的疾患も含まれるのか。軽傷害は、どのような軽度のものであっても対象とされるのか。

○ 裁定機関について

「テロ及び犯罪被害補償基金 (FGTI) 」の体制はどうなっているのか。

○ 実費支給を行う場合の計算方法について

実費支給を行うことがあるか。ある場合、何に基づいて実際に要した費用を算定するのか。

3 . パリ補償委員会 (CIVI de Paris)

(1) 犯罪被害者に対する経済的支援

経済的支援の内容について

- 管区内における補償額に限度額がない場合の最高額の支給事例を御教示願いたい。
- 管区内における補償の種類ごとの過去の支給実績に関する情報を入手できるウェブサイト上のアドレスを御教示願いたい。(ウェブサイト上で公開していない場合には資料の交付を願いたい。)
- 親族間の犯罪の場合には不支給又は減額支給となるのか。

手続について

- 犯罪被害補償制度に基づく補償金は、公的年金保険、公的医療保険、障害者に対する給付等の一般的な制度における給付とどのように調整されるのか。被害者が加害者か

ら得られた損害賠償や民間保険との調整は行われるのか。

- 全国統一の補償金額の算定基準がないことによって、補償金額の算定が複雑になるのではないかと。運用上どのような工夫をしているのか。

- フランス国外における犯罪及び犯罪被害の有無はどのように把握するのか。

申請を受理した日から決定までの平均期間について

補償のための給付申請から支給まで平均的にどの位の期間を要するのか。

現行制度の問題点について

犯罪被害補償制度は、犯罪被害者や遺族からどのような評価を与えられているのか。

- 支給対象について

「犯罪被害補償制度」の対象となる重傷害、軽傷害には精神的疾患も含まれるのか。

軽傷害は、どのような軽度のものであっても対象とされるのか。

- 裁定機関について

「補償委員会（CIVI）」の体制はどうなっているのか。

- 実費支給を行う場合の計算方法について

実費支給を行うことがあるか。ある場合、何に基づいて実際に要した費用を算定するのか。

4. INAVEM本部

(1) 支援に関する連携

加盟機関相互の連携を担保するためのシステムについて

- INAVEMにおいて、加盟機関相互の連携を担保するために工夫していること（協議会の運営や加盟機関一覧表の作成を想定）は何か。

- INAVEMにおいて、被害者が希望する支援を受けられるよう加盟機関へ適切に「橋渡し」するための手引き書（被害者や紹介先加盟機関に対しどのような情報を提供するのかといったマニュアルを想定）のようなものがあれば、その現物をいただきたい。

- INAVEMにおいて、加盟機関相互の連携を担保する上での課題

ボランティア・コーディネーターの育成システム

- INAVEMにおける全仏で統一的なレベルを担保するための育成システムの概要（研修期間、カリキュラムの重点内容）

- 研修用テキストがあれば、その現物がほしい

- 研修を修了したことをもって、INAVEMがボランティアやコーディネーターとしての資格を付与したり、ボランティアやコーディネーターとして認定するシステムがあるか

被害者の被害内容やこれまでの支援内容といった被害者情報を一括して管理・共有するシステムがあれば、その概要を教えてください。

(2) 民間団体への援助

INAVEMの活動の財源

- 活動に必要な財源は十分にあると考えているか。財源が不足するため十分に行えない

と考えている活動はあるか。ある場合には、不足分の財源をどのような形でどの程度確保する必要があると考えているか。

I N A V E M本部と加盟機関との関係

- 加盟機関を認定する基準はどのように定められているのか。基準に関する資料があればいただきたい。
- 加盟機関に対する財政的援助について、加盟機関の予算に占める割合、援助額、援助を行う際の基準はどのようになっているのか。関連資料があればいただきたい。
- 加盟機関の活動を適切に内部評価・監視する仕組みはあるのか。ある場合にはどのような仕組みになっているのか。

I N A V E Mの組織体制について

- I N A V E Mのスタッフ数（本部・加盟機関別、常勤・非常勤別、有給・無給別）の最新のデータがあればいただきたい。有給職員の大半は、法律の専門家、ケースワーカー、心理学者と承知しているが、相違ないか。
- 財政的援助以外に国及び地方公共団体からどのような援助を受けているのか。
- 自助グループなど被害者自身による活動に対しどのような援助・連携協力を行っているのか。
- I N A V E Mの活動が犯罪被害者からどのように評価されているのか。